

水道料金・水道加入金を改定します

水道料金は平成24年6月検針分から、

水道加入金は平成24年4月1日から統一します

市の水道事業では、旧1市3町の合併に伴う「合併協定書」に基づき、現在合併前の4地区別々となっている水道料金・水道加入金を統一します。

水道事業の本質となる安全・安心な水を安定して供給するため、今後も効率的な経営体制の確立を進めますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問合せ 水道業務課 料金・給水係（鷺宮総合支所2階 内線2555～258）

料金統一の必要性

現在、久喜市の水道料金は、旧1市3町ごとに異なる水道料金の体系・水準を使用しています。

しかしながら、現状のように同一市民でありながら水道料金が異なるという状況は、公平性の観点から見直しが必要であり、合併協定書においても「水道料金及び水道加入金については、合併後2年以内に再編する」とこととされています。

さらに今後、施設更新の整備費用の増大が見込まれる一方、近年における長引く景気の低迷や節水意識の高まり等により、水需要も伸び悩んでいます。このような中、安全・安心な水を安定して供給するためには、経営基盤の強化が必要です。

このことから、久喜市として望ましい料金の統一改定を行うため、平成23年9月定例議会において「久喜市水道

進む老朽化

給水条例改正案」を提案し、平成23年10月4日に可決されました。この結果、平成24年4月1日から平均改定率7・1%値上げとなる料金改定を実施します。

市では、水道事業としての将来像を定め、これを実現するための取り組みを示すものとして「久喜市水道ビジョン」を策定しました。

この水道ビジョンを踏まえ、今後、経年施設や経年（老朽）管の計画的な更新、耐震化の推進などを図る必要があります。これらを実行するには資金の増大が見込まれます。特に耐震性能が低い石綿セメント管については、平成22年度末における久喜市全体では、約16・3kmも埋設されているため、早急に布設替え工事を実施する必要があります。



老朽管を布設替えし、耐震性のある管へ（鷺宮地区）

独立採算制が原則

水道事業は、市民生活や産業活動を支えるライフラインであり、安全・安心な水を安定して供給していくことなど公共性を持っています。地方公営企業法により「独立採算制」で運営することが定められています。これは水道事業に要する費用は、税金によらず水道料金によつて賄うという制度です。久喜市の水道は、皆さんの水道料金で成り立っています。

経営の効率化

合併後、人件費削減などの経営効率化に取り組み、平成24年度から平成26年度の3年間で約2億5900万円の削減効果を見込んでいます。削減効果額は、経営効率化を行わなかった場合との差額です。

新水道料金適用時期

新水道料金は、経過措置により、平成24年6月1日以降に検針する料金について適用します。

| 奇数月検針 | | 偶数月検針 | | 検針月 | 水道料金 |
|------------|------------|------------|------------|-----|------|
| 平成24年7月検針分 | 平成24年5月検針分 | 平成24年6月検針分 | 平成24年4月検針分 | | |
| | | 平成24年6月検針分 | 平成24年5月検針分 | 新料金 | |
| | | 平成24年7月検針分 | 平成24年6月検針分 | 旧料金 | |
| | | | | 新料金 | |

水道加入金改定の概要

これまでの水道利用者との公平性の観点から、水道加入金制度は継続するものとしました。金額については、旧1市3町で旧久喜市の水道加入金水準が低くなっていることから、旧久喜市の金額で統一することとしました。

新水道加入金の適用時期

新水道加入金は、平成24年4月1日以降に適用します。

※詳しくは、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。